

文部科学省科学技術・学術審議会
第27回生命倫理・安全部会（平成25年3月13日）における
疫学研究倫理指針等の見直しに係る議論

- 合同会議では、研究全般についての立法化に関する意見も出ているが、憲法で学問の自由が保障されており、制限には特別の理由が必要であるということに留意して欲しい。
- 生命倫理については、関係府省が広範にわたっており、わかりづらい。国民目線でわかりやすい体制作りが大事。
- 臨床研究倫理指針と疫学研究倫理指針は交通整理が必要。医師主導の臨床を可能にするために臨床研究倫理指針が作られたと思われるが、疫学研究倫理指針が先に出来ていた経緯もあり、適用関係が複雑になっている。
- 文科省と厚労省が歩み寄り、今までにないような合同の進め方をしているが、研究のスピードが全体に速くなっているので、できる限り検討を加速していただきたい。
- ヘルシンキ宣言の見直しが現在行われており、この動きも踏まえて改正を行うべき。

※本資料は、上記部会における議論について事務局で整理したものである。